

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者指定までの経過

1 指定管理者の候補者等

(1) 施設の名称 寝屋川市立市民交流中核施設

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人トイボックス

所在地 大阪市福島区福島七丁目1番10号

WiZ fukushima 2階 GRANDSLAM

代表理事 篠田 厚志

2 指定の期間

令和9年3月1日から令和14年3月31日まで（5年1か月間）

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人トイボックス」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

4 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和8年6月10日実施）

法人等の種類		計
株式会社	特定非営利活動法人	
4	2	6

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和8年6月24日～7月8日）

法人等の種類		計
株式会社	特定非営利活動法人	
0	2	2

5 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計 7 人）

ア	経営に関する知識を有する者	1 名
イ	学識経験を有する者	1 名
ウ	寝屋川市民生委員	1 名
エ	寝屋川市社会教育委員	1 名
オ	高齢者福祉活動を行う団体を代表する者	1 名
カ	寝屋川市福祉部長	1 名
キ	寝屋川市教育委員会事務局部長	1 名

(2) 開催経過

ア 第 1 回（令和 8 年 7 月 10 日）

委員長の選出、副委員長の指名、第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第 1 次審査の実施

イ 第 2 回（令和 8 年 7 月 30 日）

第 1 次審査の結果確認、第 2 次審査の実施

ウ 第 3 回（令和 8 年 8 月 6 日）

第 2 次審査の結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。

ア 第 1 次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること。

- e 募集要項で提示した内容を反映した優れた自主事業計画となっていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

1 団体の活動拠点の所在地

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～d・f・g・jの各項目については10点満点（合格最低点4点）、e・kの各項目については20点満点（eのみ合格最低点9点）、h・iの各項目については5点満点（合格最低点2点）・合計120点満点とし、選定委員7人の平均点を申請団体の得点とした。項目1は活動拠点が市内に在る場合には6点を加点することとした。

また、合計点の合格最低点を84点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～kの審査を行い、項目1については、申請者のうち1団体の活動拠点が市内に在ることを確認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 トイボックス	B
審査項目	a	10	9.0	8.0
	b	10	8.4	8.1
	c	10	9.0	7.7
	d	10	8.4	7.4
	e	20	17.9	16.1
	f	10	8.3	8.1

	g	10	8.7	8.0
	h	5	4.7	4.1
	i	5	4.4	4.6
	j	10	8.1	8.6
	k	20	17.9	16.3
小計		120	104.8	97.0
活動拠点	l	6	—	6
合計			104.8	103.0

2 団体ともに合計得点及び a ～ j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 高齢者福祉に関する方針について
- c 生涯学習・市民交流に関する方針について
- d 市民交流中核施設の管理運営について
- e 収支について
- f 人的課題について
- g 総合的評価について

(4) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(7)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は a ・ f の各項目については 10 点満点(合格最低点 4 点)、b ～ e の各項目については 15 点満点(合格最低点 5 点)、g については 20 点満点(合格最低点 5 点)で合計 100 点満点とし、選定委員 7 人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合計点の合格最低点を 70 点とした。

(7) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人 トイボックス	B
審査項目	a	10	8.9	8.6
	b	15	10.7	12.9
	c	15	11.9	10.9
	d	15	12.6	11.1
	e	15	11.6	10.1
	f	10	9.0	8.3
	g	20	16.7	15.7
合計			81.4	77.6

(4) 選定結果

申請者の得点はいずれも合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人トイボックスを指定管理者の候補者として選定した。

6 寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者の指定

寝屋川市及び寝屋川市教育委員会は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人トイボックスを指定管理者の候補者として決定し、令和8年9月市議会にて指定管理者の指定について議決を得て、令和8年10月1日に告示した。